

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年3月6日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、私から補足説明をさせていただきます。

まず、1. (1) 原子力規制委員会の定例会、第69回となります規制委員会が3月7日、明日水曜日午前中に開催される予定でございます。

議題は7件ございます。順に補足説明をいたします。

まず、議題1「成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための原子炉等規制法及び放射線障害防止法の改正について」。こちらにつきましては、政府全体の方針といたしまして、成年被後見人を欠格条項で一律排除している制度につきまして、必要な能力を判断する形に適正化するという方針となっております。これに基づきまして、原子炉等規制法及び放射線障害防止法の関係条項につきまして、政府の一括法の中で改正することとしておりまして、その改正案及び閣議請議につきまして、委員会にお諮りをするというものでございます。

続きまして、議題2「九州電力株式会社川内原子力発電所1号及び2号炉に係る発電用原子炉設置変更許可について」。こちらにつきましては、川内原子力発電所1号炉及び2号炉に係る設置変更許可に関しまして、原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえて許可を行うことにつき、委員会の決定を求めるというものでございます。こちらの内容は、蓄電池の運用の変更に係る設置変更許可に関する審議でございます。

続きまして、議題3「関西電力株式会社高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉の特定重大事故等対処施設の設置に係る発電用原子炉設置変更許可について」。こちらは、高浜発電所1号、2号、3号及び4号炉の設置変更許可につきまして、同じく原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえて許可を行うことについて、委員会の決定を求めるというものでございます。こちらの内容は、特重施設の設置に係るものでございます。

続きまして、議題4「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ（平成30年3月版）（案）について」でございます。こちらは先週2月28日の委員会における議論を踏まえまして、中長期リスクの低減目標マップの改訂の案について、委員会

にお諮りし了承を求めるといふものでございます。

続きまして、議題5「放射性同位元素使用施設等に係る事故・トラブル等の緊急時における連絡について」。こちらにつきましては、昨年の法改正により放射線障害防止法の改正によりまして、事故等が生じた場合の報告義務が条文上明記され、一元化をされるということになりました。これに伴いまして、従前の事務連絡において求めていた事故時の通報の対象を見直しまして、許可、届け出、使用者等に通知をするということを用意してございまして、この方針について委員会にお諮りをするといふものでございます。

続きまして、議題6「火山ガイドの考え方について」。こちらにつきましては、去る2月21日の委員会におきまして、更田委員長から指示がなされたことを受けまして、原子力規制庁におきまして火山ガイドの考え方について整理を行いましたので、その内容について委員会に御報告をするといふものでございます。

続きまして、議題7「中深度処分等に係る規制基準等の策定について－浅地中処分におけるALARA適用の考え方及び中深度処分等における人為事象シナリオの考え方について－」。こちらにつきましては、同じく2月21日の原子力規制委員会における議論を踏まえまして、議論を行うものでございます。具体的には、その際に報告を行いました浅地中処分におけるALARA適用の考え方につきまして、委員会における指摘を踏まえて再度取りまとめを行いましたので、その内容を報告し、審議をいただく予定でございます。また、中深度処分等における人為事象の考え方につきましては、2月21日の際に議論を行う時間がなかったといふことでございますので、前回に引き続き審議をいただくといふことを予定しているものでございます。

委員会については、以上でございます。

続きまして、同じく1ページ目、(3)第71回原子力規制委員会の、こちらは臨時会議が3月9日金曜日の午前中に開催される予定でございます。こちらは核物質防護に関する情報を取り扱うものとなりますため、非公開にて開催をさせていただきます。議題としては2件予定されております。

議題1におきましては「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドラインの策定について」議論を行う予定でございます。

また、議題2といたしまして「実用炉等以外の原子力施設に対する内部脅威対策の強化の検討について」議論を行うという予定となっております。

続きまして、広報日程の2ページ目中段、3月8日木曜日、(3)の審査会合についてでございます。こちらの議題の内容といたしましては、日本原電・東海第二発電所の審査を予定しております。内容としては大きく2点が予定されております。

まず、1点目といたしましては、運転期間延長に関する審査といたしまして、特別点検の結果の概要等につき、説明を聴取するという予定となっております。

また、2点目といたしまして、設置変更許可の審査といたしまして、TAFの問題、燃料

有効長頂部の誤りがあった問題につきまして、水平展開を行って確認を行った結果について、報告を受けるという予定となっております。

最後に、2ページ目下段、委員の現地視察の日程が1件入っております。(1)に記載がございます。中部電力・浜岡原子力発電所の廃止措置の現状に関する現地視察、こちらが3月16日の金曜日に予定されております。田中委員ほかが発地に向い、視察を行うという予定となっております。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。ヒガシヤマさん。

○記者 朝日新聞のヒガシヤマです。

明日の定例会のことで2点ほど教えてください。

議題4つ目のマップのところですけども、これは、この間議論されていたポンチ絵をどう位置付けるのかという、その話でしたか。

○大熊総務課長 こちらの1Fの中長期リスクの低減目標マップ、先週議論がございまして、御覧いただいたかと思いますが、従前を基本的には踏襲しているデザインといたしますか、構成のマップと、それから、今おっしゃった施設の状況を描いたポンチ絵、それから、もう少し詳しい工程を示したものを、3種類示されて、それをどう位置付けるかという議論が委員会においてなされた。

議論においては、従前の形を踏襲したものを基本にしつつ、ほかの2つも活用していくという方向であったと理解しておりますけれども、それを踏まえた位置付けのもとで、了承いただきたいという案をお示しして議論をいただくということですので、直接お答えすると、今おっしゃったポンチ絵というものも、一定の位置付けのもとで提案をすることになると思います。

○記者 あと、その次の次の火山ガイドの考え方ですけども、これは破局的噴火の話ですよね。

○大熊総務課長 2月21日の委員会において、いわゆる破局的噴火ということに言及しながら、火山の関係について整理をするようにという指示があったということでございまして、それを受けて整理を行ったものを御報告するということです。いわゆる破局的噴火という問題についての考え方というものを含めて整理をして、お示しをするということになるものと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、いらっしゃいますでしょうか。シゲタさん。

○記者 NHKのシゲタです。

9日の非公開の臨時会議のことについてお伺いしたいのですが、もし理解していなかったら申し訳ないのですが、議題1のガイドラインの策定というのは、これは具体的にどういったものなのか、御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○大熊総務課長 ちょっと説明が私の方からも不足していて申し訳ございませんでした。

3月9日の臨時会議、核物質防護に関する情報を扱うので、非公開という形でございますが、内容として、今御質問いただいた情報システムセキュリティ対策ガイドラインについて、少し補足させていただきますと、原子力発電所等の情報システム、核物質防護設備において使われるシステムや運転制御のためのシステムがございますけれども、そうした情報システムに対するセキュリティの強化を図っていくということが重要でございますが、そのために事業者が対策を講じていただく上で参考となる資料ということで、今回策定をしたというものでございます。これについて委員会に報告をして、審議をいただくという予定でございます。

○記者 こうしたガイドラインというのは初めてになるのですか。それとも、以前からあるものなのですか。

○大熊総務課長 ちょっとお待ちください。ガイドラインとして策定するのは今回初めてということになります。従前からこうした情報システムのセキュリティ対策というのは、当然、重要でございますので、法体系の中で要求事項という形で対策を求めているところでございますけれども、最近の知見の向上等を踏まえまして、ガイドラインという形でまとめることとしたということでございます。

○記者 分かりました。

あと、議題2の方なのですけれども、これは以前、一昨年だったか、原発の方では監視カメラをつけたりとか、出入りする方の属性の確認といったことを義務付けることになったと思うのですけれども、その類いをほかの施設でもやりたいという旨なのでしょうか。

○大熊総務課長 おっしゃるとおりでございます。今言及いただきましたように、平成28年に、実用発電用原子炉の設置者に関しましては、いわゆる個人の信頼性確認制度を設けた、導入したところでございます。今回はその際に対象としていなかった原子力関係事業者、例えば、試験研究炉の関係、使用施設の関係、加工施設の関係、様々ございますけれども、そういった他の原子力事業者の方々についても、内部脅威対策を強化していただくということが必要であるかどうかということについての基本的な考え方について報告をして、審議をいただくということを予定しているものでございます。

また、補足的に申しますと、あわせて関連して原子力規制委員会の職員においても、信頼性確認制度を設けていく方向で検討しているところでございまして、その関係についても報告をするということを予定してございます。

○記者 分かりました。

あと、済みません、長くなって。最後にもう一点お伺いしたいのですが、8日の審査会合の東海第二の件なのですけれども、先ほどTAFの誤り問題で水平展開をした結果が報告されるという話だったのですが、今のところ把握されている中で、新たに問題があったということはあったのでしょうか。

○大熊総務課長 詳しくは審査会合での報告をお聞きいただきたいと存じますけれども、幅広い意味でのデータの誤り、あるいは記載が最新になっていないという意味では、いくつか問題といたしますか、その事例はあったというような状況と聞いておりますけれども、重大な問題ということでは把握をされていない。現状、重大な問題とは捉えていないということのようでございますけれども、詳しくは審査会合でお聞きいただければと存じます。

○司会 よろしいですか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—